

# RIZAP プライムサービス会員規約

## 第1条 (適用範囲)

1. RIZAPプライムサービス会員規約(以下「本細則」といいます。)は、「RIZAP」及び「RIZAP WOMAN」(以下「本クラブ」といいます。)が運営する「RIZAPプライムサービス」(以下「プライムサービス」といいます。)を利用する「RIZAPプライムサービス会員」(以下「本会員」といいます。)に適用します。
2. 本会員は、別途「RIZAPプライムメンバー登録料」(以下「登録料」といいます)を支払うことが必要です。登録料の支払いがない場合、プライムサービスを利用することはできません。また、プライムサービスは登録料を支払った本人のみ利用することができ、他の者に譲渡することはできません。
3. 本会員は、本細則のほかRIZAPメンバーズクラブ会則(以下「会則」といいます)の適用を受けるものとします。
4. 本細則と会則に矛盾抵触がある場合には、本細則が優先して適用されるものとします。

## 第2条 (管理運営)

本クラブのすべての施設は、「RIZAP株式会社」(以下「会社」といいます。)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

## 第3条 (入会申込み・変更手続き等)

1. 本会員となろうとする者は、本細則及び会則を遵守することに同意し、会社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。
2. 前項の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
3. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行き、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。
4. 本会員に有効期限の定めはありません。また、本細則及び会則に定めのない限り、登録料の返金はできません。

## 第4条 (個人情報保護)

個人情報は、本クラブが定める個人情報保護方針(<https://www.rizap.jp/privacy/>)に基づき、適切に取り扱うものとします。なお、プライムサービスの管理・運営、および本クラブが提供するサービスの案内・管理の為、個人情報保護方針における利用目的に以下の利用目的を追加するものとします。

- (1) 外部の検査機関が実施した検査結果等の情報を会社のアプリに保存する場合、当該情報は、お客様が当該アプリを通じてご自身の検査結果を確認するため、本会員のトレーニングメニューの検討やカウンセリングの実施のため、および会社のサービスの品質向上のために利用します。
- (2) 本会員が血液検査を希望された場合に、提携する外部委託先、検査機関、医療機関に本会員の個人情報を提供する場合がございます。
- (3) 検査結果等の情報は要配慮個人情報に該当する可能性があります。会社では要配慮個人情報は、法令に基づいて、通常の個人情報よりも厳重に取り扱います。

## 第5条 (申込条件)

1. プライムサービスでは、登録料をお支払いいただくことで、本会員としての特典を受ける権利を保有することができます。本会員に有効期間の定めはありません。
  - (1) プライム月額コースの購入及びサービスの提供
  - (2) 一部サブプリメントのプライム価格購入
  - (3) スターターキットの提供
2. プライムサービスにおいてトレーニングをご利用いただくには、登録料とは別途、第1項1号に定めるプライム月額コースを購入いただくことが必要です。
3. 第1項第1号に定めるプライム月額コースの購入においては、ボディメイクプログラムのセッションを既に16回以上ご利用いただいている場合のみ、月4回と月2回の回数を選択できるものとします。
4. 第1項第2号に定める特典は別途会社が認めた場合を除き、ライザップコレクションでの購入にのみ適用となります。商品ラインナップのうち一部サブプリメントのみを対象とし、対象商品は予告なく変更されることがあります。なお、本特典は月額コースの利用状況に関わらずご利用いただけます。
5. 第1項第3号に定める特典はライザップコレクションでの購入にのみ適用となります。内容は予告なく変更されることがありますが、購入時点のラインナップが適用となり、本会員1名につき1回限りの購入とします。なお、本特典は月額コースの利用状況に関わらずご利用いただけます。

## 第6条 (サービス内容)

1. 本クラブが本会員に提供するサービスは、以下のとおりとします。なお、以下のうち(2)乃至(4)のサービスは本会員の希望に応じ、任意に選択できるものとし、本会員は各サービスが定める方法に則って利用を申し込むものとします。
  - (1) プライム月額コースによるパーソナルトレーニング(以下「セッション」といいます。)
  - (2) ルームレンタル及びマルチマシンの利用
  - (3) 食事指導
  - (4) 血液検査
2. 第1項第3号に定めるサービスは、プライム月額コースの利用回数によって別途会社が定める方法により提供されます。
3. 第1項第4号に定めるサービスは、外部委託先であるH.U.ウェルネス株式会社(以下「委託先」といいます。)により行われるものとし、血液検査レポートは委託先の検査機関であるファセリア臨床検査センター名義にて発行されます。
4. 第1項第4号に定めるサービスの提供は別途会社が指定する回数によるものとします。
5. プライムサービスは、本会員のトレーニング効果の向上を目指して行われるものであり、医学的診断、治療、診療、投薬等(以下「医療行為等」といいます。)に該当するものではありません。また、会社は医師法等法令を遵守し、当該法令に抵触する行為及び医療行為等は一切行わないものとし、特定の疾病・症状等の改善を保証するものではありません。各種検査結果において、異常値の結果が出た場合や自覚症状のある場合は、医療機関への相談、受診等を推奨いたします。
6. プライムサービスについて、別途、各サービスが定める利用規約がある場合には、当該利用規約が適用されるものとします。当該利用規約が本細則と矛盾する場合には、当該利用規約が優先して適用されるものとします。

## 第7条(利用条件)

1. 本クラブがプライム月額コースにより提供するセッションは、ご契約のコースにより1ヶ月(初日から末日まで)当たりの上限回数が決まります。
2. セッションは、会社施設内での実施またはオンラインにて、ご受講いただけます。
3. 会社は、トレーナーの都合又は会社側のインターネット環境によりオンラインセッションの開始時刻が遅延した場合、その他会社側の責に帰すべき事由によりセッションが提供できなかった場合、セッションを別の日時に振り替えることがあります。但し、以下の場合は振替セッションを提供しないものとします。
  - (1) 本会員が受講時間の12時間以内にキャンセル連絡をした場合
  - (2) 会社側の通信環境に問題がなかった場合
  - (3) 本会員の遅刻、欠席、キャンセル忘れなど会社側に責任がない場合
  - (4) セッションを予約していない、予約しても受講しなかった場合
  - (5) 第9条に定める受講推奨環境を満たしていない場合
  - (6) その他会社側に責に帰すべき事由がない場合

## 第8条(ID及びパスワードの管理)

1. 会社は、プライムサービスで提供するセッションのうちオンラインで受講するサービス(以下「オンラインサービス」という)については、その申し込み後、所定の期間内に、本会員に対し、設定したID及びパスワードを発行し、会社が提供した会社指定のシステム(以下「オンラインシステム」といいます。)を利用するための情報(URLを含みますがこれに限りません。以下「ID等」といいます。)を通知します。本会員は、当該発行されたID等を本会員本人以外の第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等いかなる処分もしてはならないものとします。
2. ID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について、会社に故意又は過失がない限り、本会員自身が責任を負うものとし、会社は責任を負わないものとします。
3. 本会員は、ID等が盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合、直ちに会社にその旨を連絡するとともに、会社からの指示がある場合には、これに従うものとします。

## 第9条(視聴推奨環境)

1. 本会員は、自己の責任と負担において、オンラインサービスで受講するために必要な通信機器、ソフトウェア通信回線等を受講開始前に準備することとします。なお、必要な通信機器等については、別途定めるものとします。
2. 本会員は、自己の責任と負担において、オンラインサービスの受講に適した空間、施設を用意するものとします。
3. オンラインサービスの視聴にかかる通信料等の費用は、本会員の負担とします

## 第10条(禁止行為)

1. 本会員は、プライムサービスの利用において、次の各号に定める行為をしてはけません。
  - (1) 複数のID等を登録する行為。
  - (2) プライムサービスを利用する権利を第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
  - (3) プライムサービスの利用にかかるID等を第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
  - (4) 会社のサーバーに無権限・無許可でアクセスし、その利用又は運営に支障をきたす行為。
  - (5) 各プライムサービスについて、マニュアルや定められた使用方法、使用目的を超えて使用する行為。
  - (6) プライムサービスの利用以外の目的で、トレーナーと個人的に接触しようとする行為(書簡、電話、FAX、電子メール、SNS等の利用も含む)。
  - (7) 過度に肌の露出をする行為、肌の露出を伴うコスチュームや下着姿など、トレーナーに対して不安または負担を与える行為。
  - (8) トレーナーの引抜き、競合サービス・企業等へ勧誘する行為。
  - (9) 会社またはトレーナーへの暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為またはセッションの進行を妨げる行為。
  - (10) プライムサービスの利用中、会社の許可なく、セッションの様子を動画で撮影し、録音、録画等する行為。
  - (11) 前項で撮影した動画等を会社の許可なく、SNS等に掲載する行為。
  - (12) その他、会社が不適切と判断する行為。
2. 会社は本会員に対し、前項各号に該当する行為により、会社に生じた一切の損害、損失、費用(訴訟費用及び弁護士費用を含みます。)の賠償を求めることができるものとします。

## 第11条(プライムサービスの停止)

本会員が次に定める各号の一に該当する場合、プライムサービスの利用は停止されるものとします。

- (1) 全額返金保証制度の適用を受けた場合
- (2) 前条に定める禁止行為に該当した場合
- (3) 本会則第22条により、会社から除名された場合

## 第12条(サービスの変更・中断・終了)

1. 会社は、会社の裁量により、本会員に事前に通知することなく、サービス内容の一部を変更することができるものとします。但し、当該変更内容が本会員にとって不利益となる変更には該当する場合はこの限りではないものとします。
2. 会社は、次の各号に該当する場合、プライムサービスの提供を中断又は終了することができます。
  - (1) オンラインシステムの保守・点検を行う場合
  - (2) 火災、停電等の事故、疫病の流行、天変地異等の不可抗力に基づく非常事態が発生した場合
  - (3) オンラインシステムの障害、ネットワークに障害が発生した場合
  - (4) 会社の業務上、やむを得ない事由が生じた場合
  - (5) その他会社が必要と判断した場合
3. 本会員は、会社が前二項の措置を講じたことにより本会員に損害が生じた場合、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

## 第13条(免責)

本会員は、次の各号に定める事項について、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

- (1) 本会員がプライムサービス利用中に、事故、怪我又はその他の損害を被った場合。
- (2) 本会員が希望する特定の時間帯のセッションが視聴できなかった場合。
- (3) 第三者による会社のシステムへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者による行為によりプライムサービスが利用できず、又は困難となった場合。
- (4) 各種ブラウザ、オンラインシステム又は会社の業務委託先又は提携先企業等(以下「委託先」といいます。)が提供するサービスやアプリケーションの不具合、トラブル等により、プライムサービスを利用できず若しくは困難となった場合、又は本会員に損害が発生した場合。
- (5) 本会員がオンラインシステムをダウンロードせず、又はシステムへの登録を行わないことにより、プライムサービスが利用できず、又は困難となった場合。
- (6) 本会員のカメラ及びマイクに対するアクセス申請を本会員が拒否したことにより、プライムサービスが利用できず、又は困難となった場合。
- (7) 会社又はオンラインシステム運用会社がシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合。
- (8) 本会員が受信し又は開いたファイル等が原因となりウイルス感染などの損害が発生した場合。
- (9) プライムサービスにかかるID等若しくはオンラインシステムのID等の失念又は紛失により、プライムサービスが利用できず、又は困難となった場合。
- (10) その他会社の責に帰さない事由によりプライムサービスの提供ができず、又は困難となった場合。

#### 第14条 (データの取扱い)

1. 会社は、本会員がプライムサービスを利用するために入力した情報、届け出た事項、本会員のデバイスに関する情報及び利用中のデータ（セッション利用中の動画を含み、以下、「本データ」といいます。）を自動的に収集するものとします。なお、本会員は、会社が次の各号に定める目的の範囲内で本データを利用することに同意するものとします。
  - (1) プライムサービスの提供及び利用状況の管理の為。
  - (2) プライムサービスの品質向上及び新機能やサービス開発の為。
  - (3) プライムサービスに関するクレーム、トラブル等の紛争処理の為。
  - (4) 緊急時における対応及び連絡等、本会員の安全管理の為。
  - (5) 会社の正当な権利行使の為。
  - (6) その他、法令による要請に応じる為。
2. 会社はプライムサービスの全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。この場合、会社は本データを委託先に提供することができるものとし、本会員は予めこれに同意するものとします。なお、会社は当該委託先に対し、プライムサービスにおいて会社が負う責任と同等の責任を負わせるものとします。
3. 会社は前項に該当する場合を除き、本データを本会員の事前同意なく第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとします。
  - (1) 法令に基づく要請を受けた場合。
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 会社は、本データの取扱いにつき、本規約に定めのないものは会社が別途定める個人情報保護方針に則るものとし、本会員はこれに予め同意するものとします。

#### 第15条 (日時の表示)

プライムサービス及び本細則において、本会員登録日、セッションの受講開始日、セッションの受講日時予約・キャンセル・変更等の締切り日時等は、全て日本時間（GMT+9：00）により表示するものとします。

#### 第16条 (諸費用)

1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、プライム月額サービスの利用料等をお支払いいただきます。利用料のお支払は、月額払いとなり、以下に定めるとおりとします。なお、お支払いは、前払い制となります。
  - (1) 利用月の前月に利用料の入金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。
  - (2) プライム月額コースの提供を受ける場合、翌月及び翌々月の2ヶ月分の利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。
  - (3) お申込み当月からのプライム月額コースの利用はできません
  - (4) 一旦お支払いいただいた利用料等は返金できません。
  - (5) プライム月額コースの利用料のほかに、別途メンバー登録料をお支払いいただきます。
  - (6) プライム月額コースのお支払いに、優待券及び割引券を利用することはできません。
2. 第1項3号に関し、申込当月にセッションの利用をご希望する場合は、プライム月額コースとは別にプライムオプションをご購入いただくことで利用することができます。プライムオプションの金額は、ご契約いただいている月回数の1回あたりの金額と同額とします。
3. 本会員は、実際のプライム月額コースの利用の有無・利用回数に際わず、利用料等を支払わなければなりません。また、本会員による実際の利用が、利用可能回数に満たない場合であっても、利用料等の減額及び返金等はできません。
4. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

#### 第17条 (セッション予約の変更・キャンセル)

1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月までとし、予約の12時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを1回分利用したものとします。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 当月セッションのご利用回数をご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月1日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰越しはありません。
3. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用することはできません。
4. 予約の変更キャンセルは店頭・予約システム・コールセンター・でお受けいたします。

#### 第18条 (プライム月額コース・請求の停止)

1. プライム月額コースは、会社所定の書面により前月16日から当月15日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申入れが当月16日以降となった場合には、翌月の解約申入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。
2. 前項の場合、プライム月額コースの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。
3. 第1項の解約申入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

#### 第19条 (中途解約)

本会員は、会社所定の書面により解約申入れ（当該申入れの方法は前条第1項に準ずるものとします。）を行うことで、プライム月額コースの解約をすることができます。

#### 第20条 (回数の変更)

1. プライム月額コースのセッションの利用回数は1ヶ月あたり24回、20回、16回、12回、8回、4回、2回があります。本会員は、会社所定の書面により前月11日から当月10日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに利用回数の変更申入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数を変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月11日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。
2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数（以下「変更前プラン」といいます。）が継続されます。
3. 第1項の変更申入れを行った場合、利用回数が増える前月から変更後のご利用回数（以下「変更後プラン」といいます。）にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は利用開始月から3ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。
4. 利用回数を変更した場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランの予約が置き換わることはありません。
5. プライム月額コースは、ボディメイクプログラムのセッションを既に16回以上ご利用いただいた場合のみ、月4回と月2回を選択できるものとし、それ以外の場合は月8回コースを購入いただくものとします。

#### 第21条 (再申込みの場合の特例)

本会員が、プライム月額コースを解約または終了した後も、期限の定めなくプライム月額コースの再申込みが可能です。

#### 第22条 (本細則等の改訂)

会社は、本細則および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、本細則の改訂を実施するときは、会社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本細則の効力は全会員に及ぶものとします。

#### 第23条 (告知方法)

本細則における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

#### 第24条 (管轄の合意)

本細則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。